

議案第 88 号

二級河川中ノ坪川の指定の変更に係る意見について

別紙のとおり徳島県知事より二級河川中ノ坪川の指定の変更に係る意見を求められたので、異議のない旨、意見を述べることについて河川法第 5 条第 6 項の規定により準用される同法同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳



河第 259 号
平成 25 年 11 月 1 日

小松島市長殿

河川管理者 徳島県知事



河川法第5条第6項の規定による二級河川の指定の変更について（照会）

このことについて、別添のとおり二級河川中ノ坪川の指定の変更をしたいので、河川法第5条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

二級河川中ノ坪川の河川区間（上流端）の指定変更について

現在の二級河川中ノ坪川の上流端は、徳島県告示第538号（昭和47年7月25日）により左岸：小松島市立江町字中ノ坪77番の4地先、右岸：小松島市立江町字中ノ坪44番1地先と指定されています。なお、同地点は準用河川の下流端にも指定されています。

当該指定地点付近におきましては、「県営ほ場整備事業」による排水対策特別事業で河川の河道整備が実施され、河道の位置が変更されました。これにより、中ノ坪川上流端を旧河道から現状の新河道に指定し直す必要があります。

したがって、徳島県では上流端を、左岸：小松島市立江町字中ノ坪231番地先、右岸：小松島市立江町字中ノ坪235番地先に変更する手続きを行います。